

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 環境と調和した景観づくりの推進

(1) 都市の緑の保全と整備【都市計画課】

① 都市公園

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちに潤いを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害防止・緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

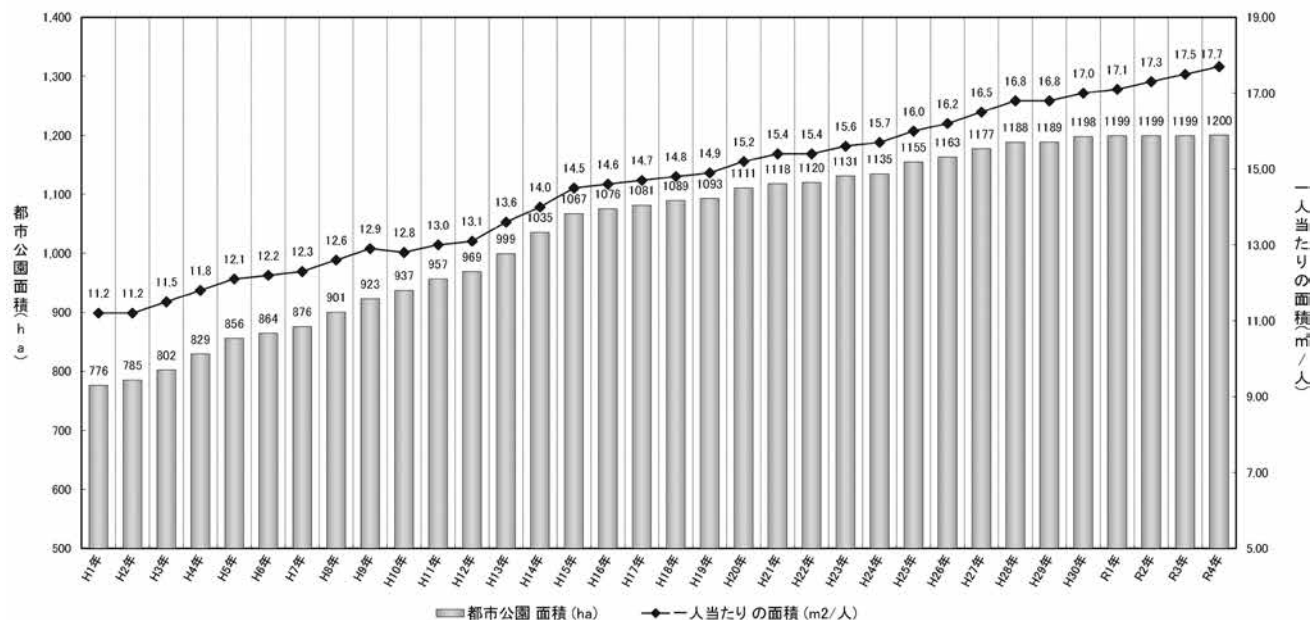
本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進め、「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」、「トリムパークかなづ」および「丹南総合公園」の4公園が供用されています。

本県における都市公園は、令和5年3月末現在、13市町（9市4町）において942か所、面積1,200haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、17.7m²（全国平均12.6m²）であり、全国第12位の整備水準です。



奥越ふれあい公園

図2-2-4 県内の都市公園面積の推移



② 広域緑地計画、緑の基本計画

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努めることが必要です。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（令和6年12月末現在、福井市、敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、越前町、高浜町が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表2-2-5 風致地区^{*1}の指定状況(令和6年12月末)

地 区 名	所在地	面積(ha)
福井城跡風致地区	福井市	6.9
足羽川風致地区	福井市	108.8
足羽山風致地区	福井市	194.9

表2-2-6 緑地協定^{*2}(緑化協定)の締結状況(令和6年12月末)

協 定 名	所在地	面積(ha)
八幡地区緑化協定	越前市	3.1
福井北インター流通センター緑化協定	福井市	10.9
福井市中央工業団地緑地協定	福井市	16.9
北府地区緑地協定	越前市	3.2

③ 開発許可制度による緑地の保全と創出

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているかなどを審査し、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、必要に応じ、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

(2) 景観づくり【文化課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体^{*3}が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係し、また、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担っています。

令和6年12月末現在、16市町（福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町）について景観行政団体となっています。また、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町が景観計画を策定しています。

今後も、県では、景観法を活用し、良好な景観形成を進める市町を支援していきます。

また、県では、美しい景観を県民の誇りとして再認識するとともに、次の世代に守り伝えていくため、「福井ふるさと百景」を選定し、ガイドブックを発刊しています。さらに、百景の眺望を活かした植栽や花植え、行燈による夜景の演出など、景観の保全・活用を進める団体をこれまでに65団体認定し、地域の主体的な活動を応援しています。

^{*1}風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

^{*2}緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

^{*3}景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

県内には「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗りの切妻屋根の農家」や「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」など、地域特有の形態や外観を有する伝統的民家や街並みが存在し、地域性や独自性に富んだ景観が形成されています。県では平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、市町と連携した伝統的民家の改修等に対する補助や所有者等への情報提供などを通じて、保存・活用を図っています。さらに、伝統的民家が集積する地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」としてこれまでに50地区指定し、地区で行う景観の保全・活用の取組みに対して支援しています。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しており、平成28年には、さらなる良好な景観づくりを進めるため、北陸新幹線沿線や観光地周辺等、地域特性に応じたメリハリのある規制に改正しています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協働して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

(3) 公共施設の緑化推進【公共建築課】

公共施設の整備に際しては、敷地の周囲に植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物までの離隔を確保するよう努めています。

令和5年に完成した福井県立恐竜博物館の増築工事においては、既存棟に倣い、建物に沿って築山を設け屋上を緑化することで、誰でも自由に入れる屋上広場を整備しました。屋上からは勝山市の市街地を望むことができる眺望に優れた場所となっています。

今後とも、施設の計画にあたっては、立地条件等を勘案しながら、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設の緑化推進を図っていきます。

(4) 工場立地における緑地確保と

環境施設整備に対する支援

【成長産業立地課】

県では、工場立地法に基づき、工場立地の際に周辺環境の保全が図られるよう、緑地や環境施設面積の適正な確保に努めています。

また、企業立地の促進を図り、地域振興に資することを目的として、市町の産業団地の整備を支援しています。

この事業では、快適な立地環境を創出するため、企業への分譲用地の造成だけでなく、団地内の公園や緑地など環境施設の整備も支援の対象としています。

(5) 歴史的・文化的環境の保全

【生涯学習・文化財課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）、東尋坊や三方五湖（名勝）、越前海岸の水仙畑（重要文化的景観）などの歴史的遺産や文化的景観が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産などを文化財として指定・登録し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

さらに、改正文化財保護法が平成31年4月施行され、本県でも令和元年度に福井県文化財保存活用大綱を策定し、各市町においても文化財保存活用地域計画の策定が進められています。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財の保護と歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

① 文化財の指定等の現況

ア 指定等の現況

直近では、令和3年度には、「今庄宿」が国重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「湯尾峠」が「国名勝おくのほそ道の風景地」に追加指定されました。



国名勝おくのほそ道の風景地に追加指定された湯尾

イ 保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的・文化的環境の保存と活用に取り組んでいます（令和5年度補助33件）。

ウ 現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保存などを図っています（令和5年度許可124件）。

② 重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿、近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組、旧北陸道の宿場町の歴史的風致を良く伝える南越前町今庄宿の民家などの修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（令和5年度補助14件）。

③ 国登録有形文化財（建造物）の登録推進

建築後50年を経過している建物や橋等の国登録有形文化財（建造物）の登録を推進し、幅広い文化財の保存に努めています（令和6年12月20日現在246件登録）。

④ 歴史的建造物の保存・活用【文化課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。これらの歴史的建造物の外観の改修等に対して市町と連携して助成し、歴史的建造物の保存およびまちづくりへの活用を推進しています。

⑤ 福井城址の魅力向上【交通まちづくり課】

歴史的価値が高く、「県都のシンボル」となり得る大切な歴史資産である福井城址を、「県民の城」として気運の醸成を図りながら、「歴史に触れ、学びを深める空間」、「人が集う、開かれた憩いの空間」として活用します。

令和6年度は、福井城址の南西角に明治初期まであった坤櫓（ひつじさるやぐら）や本丸西側土塀の復元に向けた設計を進めています。

⑥ 重要文化的景観選定への取り組み【文化課】

福井市、南越前町、越前町と協力して「越前海岸の水仙畑の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定されるよう取り組み、令和3年3月に選定されました。重要文化的景観への選定は県内初となります。市町への支援を通じて、文化的景観の保全と活用、地域の活性化を推進していきます。

図2-2-7 指定文化財件数（令和6年12月20日現在）

種 別		国 指 定	県指定	種 類
有形文化財	建 造 物	30(うち国宝2)	30	
	美術工芸品	86(うち国宝4)	254	絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料
無 形 文 化 財		2	4	芸能、工芸技術
民俗文化財	有形民俗文化財	1	11	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋など
	無形民俗文化財	5	65	衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記 念 物	史 跡	25(うち特別史跡1)	29	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
	名 勝	15(うち特別名勝1)	7	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
	天然記念物	22(うち特別天然記念物4)	32	動物、植物および地質鉱物